



「建荷協京都だより」

随時FAX通信 第181号 2023. 12. 1

(公社) 建設荷役車両安全技術協会京都支部事務局 Tel : (075) 351-0250 Fax : 351-0251

1 標章等の年末送付について

年末に標章等の購入申込みをされた場合の、年内発送は12月25日(月)を最終とさせていただきます。

また、年末年始の休みの関係から年明け送付を希望される場合は、その旨申込書に表示、又は事務局あてご連絡くださいますようお願いいたします

2 北部地域の巡回パトロールを行いました 指導員の皆様ごくろうさまでした

特自検「強調月間」の取組みとして、11月15日(水)に府内北部地域の検査事業場を対象に巡回指導員4名で巡回、業務点検表に沿って検査台帳などについて確認しました。来年は南部地域を巡回予定です。

3 「能力向上教育(フォーク)」募集中!

日時: 2/6(火) 9:00am~ 場所: 京都経済センター4階

* 資格取得後5年超の方が在籍の会員あて、勸奨文書をお送りしました。

4 来年度の「研修」計画について

来年度の特自検研修は、会場・定員等を踏まえ、以下を基本に計画案を策定中です。

- ・資格取得研修(フォークリフト)(高所作業車)
- ・能力向上教育(フォークリフト)(整地運搬等)

5 「年末年始を無災害で!」

京都労働局より年末年始の労働災害が増加する傾向に向け別添のとおり自己啓発のリーフレットが製作されています周知徹底をお願い致します。

年末年始の事務局は、以下のとおりとさせていただきます。

年末年始 閉鎖—12月29日(木)~1月4日(水)

通常業務 開始—1月 5日(木)より

…詳細についてのご質問等につきましては事務局へ…(添付資料 2枚)

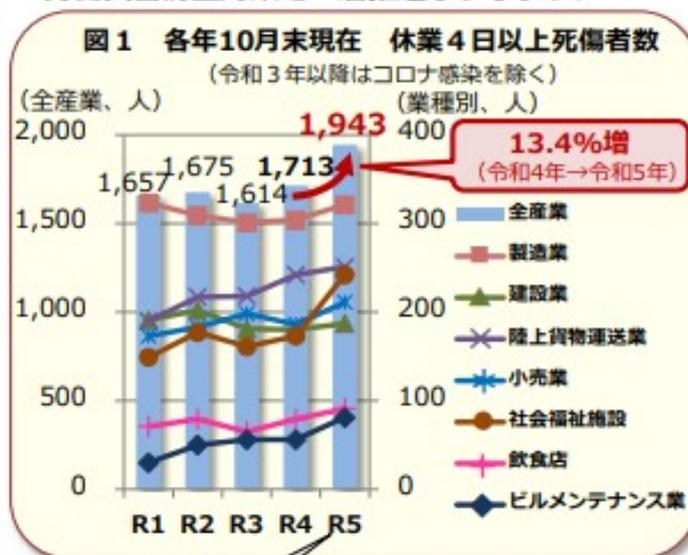


年末年始を無災害で！

2023年12月1日～2024年1月15日

令和5年の京都府内における**休業4日以上死傷者数**（10月末速報値）は、新型コロナウイルス感染症り患によるものは、昨年同時期と比べ7割も減少していますが、コロナ感染を除いて見ますと1,943人となり、労働災害が大幅に増加（13.4%）しています。

また、令和4年の**死亡者数**は、全産業で10人でしたが、**今年は既に11人**となっています。年末年始は、何かとあわただしくなり、通常作業に加え非常作業等も増えることから、労働災害防止対策を一層推進しましょう。



各業種で増加しています。

「転倒」は大幅に増加しています（平成29年→令和4年、23.2%増）。また、「転倒」のうち骨折が約7割を占め、平均休業日数は46.8日（令和4年）となっており、労働者にも事業者にも大きなダメージをもたらします。

《 年末年始の労働災害防止に向けた取組実施事項 》

- 1 経営トップの参加の下に職場の安全パトロールを実施するなど、職場内における安全衛生活動の総点検を実施しましょう
- 2 安全管理者等の選任義務がない事業場においても、安全の担当者（安全推進者）を配置するなど、事業場の安全管理体制を充実しましょう
- 3 特に増加している転倒や腰痛など労働者の作業行動に起因する災害を防止するため、転倒災害防止のためのチェックリストを活用するなどして危険要因の洗い出しを行い、防止対策の実施を図りましょう
- 4 雇入れ時教育を徹底するなど、効果的な安全衛生教育を実施しましょう
- 5 高齢労働者の労働災害が多発していることから「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」を活用し、労働環境の整備、作業の配慮などを行いましょう

取組実施事項に関する参考資料については、次ページをご参照ください。➡

取組実施事項に関する参考資料

「厚生労働省第14次労働災害防止計画」
「京都労働局第14次労働災害防止推進計画」
「京都府内の労働災害統計」

京都労働局
「災害統計・事例」のページ ▶



については、右のページから各資料をご参照ください。

1. 安全衛生活動について

- ◆ 基本的な安全衛生管理活動については、右のパンフレットをご参照ください。



◀ パンフレット「製造事業者向け 安全衛生管理のポイント」
パンフレット「安全で安心な職場をつくりましょう」
(主に第三次産業向け) ▶



2. 安全衛生管理体制について

- ◆ 安全衛生管理体制の概略については、右のパンフレットをご参照ください。



◀ パンフレット「事業場における安全衛生管理体制のあらまし」(京都労働局版)

3. 転倒・腰痛防止対策

- ◆ 転倒予防・腰痛予防対策については、右のページをご参照ください。
(リーフレット、事例集、動画等があります)



◀ 厚生労働省「転倒予防・腰痛予防の取組」のページ
京都労働局
転倒災害防止特設ページ ▶



4. 雇入れ時教育等

- ◆ 雇入れ時教育等については、右のページをご参照ください。
(各業種向けパンフレット、動画等があります)



◀ パンフレット「未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル」
厚生労働省職場のあんぜんサイト内
「各種教材・ツール」のページ ▶



5. 高齢労働者の安全衛生対策

- ◆ 高齢労働者の安全衛生対策については、右のページをご参照ください。(「エイジフレンドリーガイドライン」「エイジフレンドリー補助金」を含む資料・リーフレット等があります)



◀ 厚生労働省「高齢労働者の安全衛生対策」のページ

6. その他

- ◆ 墜落防止の主な対策については、右のリーフレットをご参照ください。

- 死亡災害のうち「墜落」の割合が高くなっています。
- 「墜落」は建設業での発生が多いですが、商業、社会福祉施設、教育研究業でも発生しています。
- 足場、トラックにおける墜落防止対策について、令和5年から令和6年に向け、改正労働安全衛生規則が施行されます。



◀ リーフレット「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」

リーフレット「足場からの墜落防止措置が強化されます」▶



◀ リーフレット「トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。」